

在留申請オンラインシステムの利用申出を行う皆様へ

在留申請オンラインシステムを利用する上での留意事項について（注意喚起）

弁護士及び行政書士以外の方が、業として、申請人又はその法定代理人などから手数料を得るなどして自ら
在留申請オンラインシステムに申請情報を入力した場合、
弁護士法違反又は行政書士法違反となる
ことがありますので留意願います。
弁護士及び行政書士以外の利用者が、
オンラインシステムを利用する場合は、
申請人や所属機関の職員と一緒に
申請内容を入力するなど法違反となら
ないように十分留意願います。